

産業廃棄物収集運搬業許可証

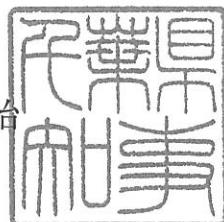
住 所 埼玉県久喜市桜田五丁目18番9号

氏 名 株式会社 丸栄
代表取締役 諏訪 丈晴

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄治

許可の年月日 令和2年4月1日



許可の有効年月日 令和7年3月31日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む），イ 汚泥（水銀含有ばいじん等を含む），ウ 廃油，
エ 廃プラスチック類（自動車等破碎物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む），オ 紙くず，
カ 木くず，キ 繊維くず，ク 動植物性残さ，ケ ゴムくず，コ 金属くず（自動車等破碎物
及び水銀使用製品産業廃棄物を含む），サ ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず（自
動車等破碎物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む），シ 鉱さい（水銀含有ばいじん等を含む），
ス がれき類，セ ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む）

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄
物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない
種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集・
運搬できない。

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成16年12月20日 新規許可
令和2年4月1日 更新許可

4. 積替え許可の有無 寸・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 寸・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。
災害特措法に基づき更新前許可の有効年月日は令和2年3月31日。

